

＜京都自治総研 総会記念講演会＞

今日的な人権侵害の 現状と課題について

部落解放同盟京都府連合会委員長・京都自治総研理事
平井 齊己



はじめに

こんにちは、部落解放同盟京都府連合会の平井です。京都地方自治総合研究所では長くお世話になっておりますが、現在は理事として、様々な運営や企画のお手伝いをさせていただいている。今日は、先日の理事会でご指名をいただきまして、この総会記念講演会で、「今日的な人権侵害の課題と現状」ということでお話をさせていただきます。けっこう進んでいるところもありますので、みなさんにも知っていたいだきたいたいと思います。

今日的な部落差別の現状と課題

まずは「今日的な部落差別の現状と課題」というところから入っていきたいと思います。一つは「復刻版」出版差別事件についてです。ご存じの方もおられるかと思いますが、かつて「部落地名総鑑」という図書がありました。今は統一応募用紙などを使いますが、以前は多くの企業の人事担当者の方が、採用する時の一つの指針として見たりされていました。その時には、部落の人を排除したり、在日コリアンの人とか、特定の政党の人たちを排除するようなことがありました。結果的には差別となります、意図的にというよりは、「あまりややこしい人に会社に入ってもらいたくない」などと、深く考えていないかったのかも知れません。

これはかつて戦前戦後に、国が調査した資料がありまして、それを「部落地名総鑑」という分厚い冊子にして発売し、企業がそれを買っていったということです。「これはおかしい」ということで、大きな運動となり、社会問題にもなって、企業のみなさんも大いに反省されました。今は、この図書自体は回収・焼却となってありませんが、これが復刻して出てきました。どういうことかというと、インターネットで出てきたということです。

もう一つは、全国でも被害が出ていますが、京都市内の「市営住宅に被害が出ている」ということです。さらには「部落解放同盟京都府連に脅迫のメールが来た」という事件。そして最後に、「戸籍の不正取得」についてです。大きく、この4つを中心にお話をさせていただきたいと思います。

「復刻版」出版事件裁判

まず、「復刻版」出版事件裁判です。「示現舎（じげんしゃ）」という出版社代表で神奈川県の方ですが、2016年2月に「全国部落調査」復刻版を出版企画しました。「部落地名総鑑」の原典で、かつて歴史調査をした古い図書を、今の地名にわかるようにしてインターネットで売ろうとしたということです。彼らの主張は、「自分たちはこの図書をつくっていない」「歴史的な資料や地名、行政がつくった本を復刻版として、ネット上に流して売ろうとしただけ

だ」というのがその主張であります。

もう一つあるのが、「部落探訪」というもので、示現舎代表が全国の部落を訪れて写真を撮り、動画をインターネット上で流すというものです。写真を撮り、動画等を「ここが何々部落です、ここは差別されています」と、意図的な言葉を出してインターネットに流せば、それは差別となります。しかし、彼らは「私たちは差別する気は一切ありません」、「部落を訪れて動画を撮ったり、写真を撮ったりするのは、あくまで、この地域には隣保館があり、教育集会所があり、様々な施設がありますと言って流しているだけであって、差別する気は全然ない、差別していない」というのが主張です。

しかし私たちが言いたいのは、「その地域の看板に記載の住所を写したりして、部落のこととことさらインターネットで流したりすることが、ただ単にいけない」ということではありません。やはり、部落差別や在日問題では、厳しい差別のことを考え、「自分の出自を暴かれる危険性があつては困る」という方が、残念ながらまだまだたくさんおられます。運動体に入っている私なんかであれば、部落の町名も、そこに住んでいることも隠したりはしません。しかし、「差別されたらどうしよう」と、ドキドキして生きておられる方にとっては、そういう住所がインターネットに流れる、住むところが知られてしまうということで、困っておられる方がおられます。ちなみにこのサイトが、京都府内でも7カ所にあります。そして、復刻版については「それはおかしいのではないか」ということで、私たちは裁判を起こしました。

差別を許さない動き

私たちは2016年2月に解放同盟が申立書を出し、結果として「出版差し止めの仮処分決

定」が出されました。このことは画期的なことです。裁判所が差し止めの判断をするということは画期的なことです。部落差別に対する法律ができ、裁判所がこの法律をしっかりと読み込んだことによる判断が下されたということです。そして、もっとも私たちが主張しているのが、「差別されない権利があります」という言葉です。差別禁止法はありません。でも、「差別されない権利があります」と法律に書いてあり、裁判所がそれを認めたことは大きなことです。そして、法務省が「識別情報の摘示」を削除する通達を出しました。「この地名を出すことは、おかしいですよ」ということで、2021年5月、兵庫県A市で動画削除が認められました。これは、「それはおかしいのではないか」と、差し止め裁判を起こして勝ち取った成果です。

「差別されない権利」

2023年6月18日、東京高裁で「差別されない権利」が認められました。「部落差別解消推進法」に基づく調査により、部落差別が今なお存在していることが認められました。

この裁判所の決定の前に、示現舎代表のユーチューブ動画は現在、削除されています。しかし、削除はされてはいますが、彼はもう一つのホームページを作成しました。会員制のホームページです。エントリーしてお金を払うという、有料の会員制ホームページには、まだ載っています。彼は、「不特定多数の人が見るホームページでは削除した。今、載せているのは会員制のホームページなので、不特定多数ではない」と主張しています。このことについては、もう一度、今後の裁判で削除を求めていきたいと思っています。

大阪、埼玉、新潟の「部落探訪」訴訟

次に「部落探訪」についてです。示現舎代表が各地域に行って写真や動画の撮影をしています。これを「何とか止めたい」ということで、大阪府、埼玉県、新潟県の3つの地域で裁判を起こしました。大阪府では、「復刻版」の裁判で示現舎と対峙し、「二度も地域をさらされた」という理由で、裁判を起こしました。埼玉県では、動画を地区内で流しながら、デマも含めて地域住民と話し合いましたが、「原告になれない」と、悔しい思いをされる方たちがおられるということで、裁判を起こしました。新潟県では被告の示現舎代表が地域を訪れてインタビューをし、それを流しています。そして、今年5月1日、大阪地裁は、これに対して「差別記事の差し止め」を認めました。部落探訪の記事1件は現在は消えています。しかし、有料のサイトにはまだ載っているということで、現在、3つの地域で裁判を行なっています。

また、新潟県の裁判で被告は、神奈川県に住んでいて「神奈川県から新潟県の裁判に行くのは遠い、時間がかかるから神奈川県の裁判所に移送し、そこで審議してほしい」と主張しました。もちろん裁判所は却下しています。実は被告は、「新潟に行くのが遠い」と言っていますが、動画を撮るために20回近く新潟に行っています。言っていることとやっていることが矛盾しているということが、ここにも表れています。

京都市営住宅の被害

次は「京都市営住宅の被害」です。実は示現舎の模倣犯が、京都でも「部落探訪」をしています。「旨塩（うましお）きゅうり」とか「昭和チャンネル」などという名前のサイトを立ち上げ、はつきりとは分かりませんが、おそらく

は関係者だと推測しています。ほとんど削除はされていません。ここは「〇〇部落だ」と被差別部落のことを言ってないからです。

府内自治体の差別をなくす取り組み

私たちは様々な取り組みを行なっていますが、一つは「法務局への削除要請依頼」、そして2番目に「ユーチューブへのポリシー違反報告」です。差別があったりした時、私たちはユーチューブに訴えるのですが、彼らは「こんなのは削除できません。プロバイダー、インターネットを私たちが削除することはできません」と主張しています。しかし、それも国会闘争で大きく変わりつつあり、さらに運動の結果もあって、いくつかの部分については削除できました。裁判で結果が出て、法律ができたことが一つの根拠となっています。彼らがすべてについて、それらを認めているとは思っていませんが、そういうことが裁判の大きな成果として進んできています。

「地名がなくても識別情報」

次に、地名がなくても「識別情報」があるのではないかということです。「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」というものがあります。

その中で、「識別情報の摘示」という考え方を提示しました。例えば、ある地域に隣保館があることを指摘するものを、2023年5月と7月に、京都市は「昭和チャンネル」の動画について法務局に「削除要請」を依頼しています。私たちが今やっているのは、特にこういう動画について、研究会の考え方として、そこの自治体にお願いし、自治体と協力して法務局や裁判所へ「訴えましょう」ということを全国で展開しています。

そしてその一つとして、まずはネガティブな表現をしているもの、さらに同和対策事業の建物の映像や個人情報の撮影などについて、「これはおかしいのではないか」と提起しています。もちろん、まだまだ削除されていないものが、たくさんあるのも事実です。

法改正の動き

ここで「法改正の動き」です。プロバイダー責任制限法というものがありまして、プロバイダーというのはインターネットを配信している責任者ですが、この法律が改正になりました。この大きな流れは、「部落探訪」などをきっかけに、「インターネットでの人権侵害が甚だしい」ということで、国会議員の方が超党派で勉強会を開催し、アメリカからプラットフォームの方などにも来てもらっています。これを粘り強くやることで、実は法改正が進みました。「情報流通プラットフォーム対処法」と名称も変わって今年5月に可決の成立しました。さらに議論を行ない1年後の施行となります。

この法改正のポイントが4つあります。一つは「窓口相談を明示しなさい」ということです。インターネットでユーチューブなどに自分が流され、「人権侵害だ」と苦情を言おうとします。しかし、そのホームページを見ても、ほとんど苦情を言うところが見つかりません。普通であれば窓口相談や苦情窓口がありますが、インターネットやホームページでは、ほぼ見つかりません。何とか探して、たどっていっても途中から英語に変わるなど、「相談できないように」ということではないのかも知れませんが、分かりにくいやうになっています。これは問題だということで、今回、ホームページのトップページとまではいいませんが、簡単にクリックしていくと、「窓口相談を見つけることができるようにならう」ということです。

もう一つは人材配置です。「国内の文化、社会を理解した人材を配置しなさい」ということです。大手のインターネット、プラットフォームと言われているところは、7割近くが外国の企業なので、「部落差別」とか「在日コリアン」の問題、「アイヌ」、「沖縄」の問題などの日本国内の差別問題が分らないということで逃れようとします。しかし、それをさせないため、「日本でやる以上、そういう人材を配置しなさい」と法律で決まりました。人材を配置することで自社の社員を教育するとか、外部委員会を立ち上げ、そこに見てもらうとかの「人材配置を求める」ことが明示されました。

三つめは「透明性のある削除方針の決定」です。削除基準も分らないケースが多いので、これを分かりやすくしなさいということです。そして最後に「迅速な対応」です。苦情があった場合に、しっかりと迅速に対応し、返答しなさいということです。以上、この4つが明記されたことは画期的なことです。

そしてこの法律は、「部落差別」とか「在日差別」はもちろんのこと、個人の方が誹謗中傷を受けた場合にも適用されます。個人を特定され、差別されて、自分が「おかしい」と思ったことについて、こういう法律ができたということです。これから1年間をかけて細部の調整がされますが、この4点が決まったことは画期的だと思っています。

京都府連への差別・脅迫メッセージ

次に、部落解放同盟京都府連への差別・脅迫メッセージの件です。部落解放同盟京都府連のホームページに、「お問い合わせフォーム」があります。そこに脅迫メッセージが何回か来ました。普段、いやがらせメッセージはあまり相手にしないのですが、今回はちょっと怖いものでした。メールで送られてきたのは、

「部落解放同盟連合会員全員機関銃で皆殺しにしてやる」というものだったので、脅迫メッセージとして警察に届け出ました。結果的に、この犯人は去年9月、「威力業務妨害」で逮捕されたのですが、兵庫県の方で、5年前に部落解放同盟兵庫県連にも同じようなメールをしていました。

ネット依存のような生活実態で、社会から遮断されているようで、なかなか情報が偏っていたようです。様々な課題を持っておられる方に対し、「いっしょに悩みを解決しましょう、お手伝いしましょう」というのが私たちの立場ですが、その方は逃げ道として、より部落に対して忌避（きひ）を持っておられたようです。裁判の中でもこの方に、「部落から被害を被ったことがありますか」と聞いても、別にないんです。直接、部落から攻撃をされたとか、被害を受けたわけではないのですが、噂を聞いて「怖い」と思い、忌避を持っていてメールを送ってこられたようです。

この件で、我々が警察に通報した後、数ヵ月は反応がありませんでした。やっぱり「なかなか難しいのかな」と思っていたら、突然「逮捕されました」と情報が入ってきたのです。そして、兵庫県の有名な学校法人とか金融機関にも同じような脅迫メールを送っていたそうで、たまたま捜査する中で、京都の件とも合致して、「3件を一つの裁判として進めます」ということになりました。

公判の記録「ストレスで脅迫」

ということで、京都の事件ですが、結果的には兵庫県で審議してもらい、豊岡支部で判決が出されました。2023年、男性に「1年8ヵ月の実刑判決」が出ました。「実刑判決」というのは脅迫メールでは珍しいのですが、5年前にも同じ事件で逮捕されていたことも含め、繰り返

しの犯行ということで、実刑判決が出されました。

取り調べの中でも「同和は嫌いや」と話をされます。お母さんの証言では、「普段から部落への嫌悪感を話していた」と言われました。男性はストレスの発散のため、脅迫メールを送ったようです。「部落解放同盟や地区出身者への悪い感情は今なお消えていません」と、裁判の中で話されています。何故なのか、今後、この方と会えることがあったら、一度話をして解いていきたいと思っています。

私たちが裁判をする時は、実刑判決を目的とはしていません。今回は他の被害者もいたため、最終的にはそうなりましたが、できればそこまでいかずに「その方と話をしたい」と思っていました。しかし、実刑判決が出たということは、やはり大きな事件だったのだなと思います。

間違った情報を鵜呑みにしての犯行

このように「間違った情報を鵜呑みにした犯行」が増えています。この方の場合もそうですが、「現代的な差別意識」と「社会的孤立」は相関関係があるそうです。被害に歯止めが効かなくなっていて、「弱い立場の人が弱い立場の人を攻撃する」、部落差別もそうですが、優越感で自分の溜飲を下げるということにつながっています。

そして、差別意識に関する分析の中で、一つの結果が示されています。大阪大学の先生がまとめておられます、「ネットの利用時間が長くなると、差別意識が高まる」、あるいは「孤立感が高まる」そうです。さらに、「知識で差別意識を抑えることができない」など、従来の差別意識と現代的な差別意識の違いについて、まとめを資料として掲載させて頂きましたので、ご覧ください。

戸籍不法取得事件

もう一つは「戸籍不法取得事件」についてです。この戸籍の取得、自治労のみなさんには役所の現場でお世話になっていると思いますが、行政書士や司法書士が戸籍の不正取得に関わっていた事件が明らかになりました。私たちは他人の住民票や戸籍はとれません。しかし、行政書士や司法書士の方は、自分たちの仕事として取得することができます。職務上、司法書士協会や行政書士協会には請求用紙があります。昔は、この用紙が管理されていなくて、協会に「何枚ください」というと、すぐもらえたそうです。

それで不正取得をしていたということが明らかになったのが、京都の「結婚差別事件」でした。

栃木県、石川県の行政書士の方が行なっていました。現在もあるのかどうか分かりませんが、息子や娘が結婚をする時に、相手の「身元を知りたい」と、探偵業者や調査会社に相談に行かれます。今は禁止されていますが、それを受け、行政書士が自分たちの権利を使って調べるということです。東京都や栃木県の行政書士は用紙の不正な使用で処分されました。インターネットに掲載し、「住民票、戸籍をとります」と業務内容を書いて宣伝していました。東京都の行政書士は、用紙の不正な使用で処分されました。インターネットに探偵協会を立ち上げ、「1件9万円で受け付けます」としていました。また、栃木県の行政書士は、戸籍の取得を悪用し、5年間で1億円近い収入がありました。

職務上の請求用紙では、理由欄に「何々に関する事」と記載します。よく見れば、権限外の項目もあるのですが、なかなか見抜けません。そこで、こういう事件を契機に、自治体のみなさんにも声をかけさせていただいて、今は役所の窓口でも厳しく確認していただいている。また、自治体職場での研修などもしていただいているようです。これが「戸籍不正取得事件」

です。

さらに今、住民のみなさんを対象に、「事前登録型本人通知制度」というものが始まっています。「自分の戸籍や住民票が不正に取得されたら教えてください」ということで、自治体に行けば用紙が置いてあります。そこにエントリーしておくと、誰か知らない人が個人情報を取得された場合、「発行しましたよ」と通知がきます。ただ問題は、解放同盟が開示請求をしても黒塗りになっているので、誰が取得したのかは分かりません。しかし、悪いことをする人にとっては、確実に抑止力にはなっています。

三重県の人権条例

もう一つ報告させていただきたいのは三重県の人権条例です。2022年に制定されていますが、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」というものです。例えば、不動産屋さんはよく、「日当たり良好」とか「環境がいい」、あるいは「文化的な地域」などと土地について広告をされます。しかし昔はそれに加え、さすがに「同和地区から離れていました、同和地区は含まれていません」とは表現しませんが、「同和校はないです」とか「何々校区です」とかの表現がされていました。そこで、これは「差別ではないか」ということになり、三重県はこれらを条例の中で禁止し、現在はなくなっています。さらに、三重県では宅建業者や不動産屋さんを対象に、年に何回か研修もされています。「こういう問題があります」とか、「条例ではこれは禁止されています」と研修を行ない、徹底的に条例の情報を周知していただいている。

こんな話がありました。ある時、三重県の教員の方が結婚するということで土地を買われました。しかし、その土地が同和地区に含まれているとの情報から、不動産屋さんに「契約を解

除してほしい」と言われました。不動産屋さんが「何故ですか」とたずねると、「この土地は同和地区だ、部落と言っていないのはおかしい、これはあんたらの責任だ」と言われたそうです。不動産屋さんが、子どもたちに「差別をしてはいけない」と教えている学校の先生が、そういうことを言うのはおかしいのではないか、と通報されました。教育委員会も驚いて調べ、本人も認めた上で初めて条例を適用し、差別をやめるよう促す「説示（せつじ）」が行なわれました。これは新聞にも載りましたが、条例があり、しっかりと三重県が取り組まれているとの表れだと思います。

さいごに

最後に、繰り返しになりますが、今回の「情報流通プラットフォーム対処法」の成立は大きな成果です。個人が特定され、ネット上で流された場合、今まで泣き寝入りするしかできませんでした。これから1年後に施行されるのですが、個人が批判されるとか、ネット上で流れたら、これからは十分、反論できるということです。ただ今のところ、大手プラットフォームのみの適用で、中小には適用にならないので、中小にも広げるように取り組んでいきたいと思います。また、外国企業が日本の法律をどこまで遵守するかということも問題です。彼らには彼らの理屈があります。しかし日本で営業する以上、適用してもらわなくてはなりません。ここは注視していきたいと思っています。どうか、みなさんにも関わる問題ですので「情報流通プラットフォーム対処法」を有効に活用してください。

さらに、問題として「全国部落調査復刻版」の裁判にも注目していただきたいと思います。私たちが取り組む裁判が難しいのは、裁判をする場合、団体のみでの裁判は大きな課題があり

ます。そこで個人が訴えるのですが、今回は大阪府、埼玉県、新潟県の方々に個人と団体で訴えもらっています。私たちも支援はしていますが、訴えるとその人たちの情報が出回り、個人がさらされることにもなりかねません。しかし、立ち上がってもらって大阪府では仮処分決定が出ました。今、埼玉県と新潟県の裁判の行方を注視しています。楽観視はできませんが、大きな流れになっていくと思っています。

以上、最近の人権侵害、特に「部落差別」の問題、そして「情報流通プラットフォーム対処法」についてお話をさせていただきました。これらは、みなさんにも十分活用できる内容でありますので、是非お知りおきいただきたいと思います。これで一旦、私からのお話を終わらせていただきます。もし、「こんなの、どうですか」ということがあれば、お聞きいただければと思います。ご清聴ありがとうございました。